

令和7年7月23日

古川信用組合

宮城県警察との「特殊詐欺等根絶に向けた相互協力に関する協定」の締結について

古川信用組合では、社会問題化している特殊詐欺等金融犯罪の被害拡大防止を図るため、宮城県内18金融機関と連携し、宮城県警察と「特殊詐欺等根絶に向けた相互協力に関する協定」を締結いたしましたので、お知らせいたします。

当組合では、今後も宮城県内の金融機関ならびに宮城県警察と連携し、特殊詐欺等の根絶に取り組んでまいります。

記

1. 目的

本協定は、預金口座を不正に利用した特殊詐欺、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺による被害が甚大である中、宮城県警察と相互に協力し、犯罪の根絶に向けて取り組み強化することを目的とするものです。

2. 協定の内容

参加金融機関	古川信用組合、石巻商工信用組合、仙北信用組合、七十七銀行、仙台銀行、杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、石巻信用金庫、仙南信用金庫、気仙沼信用金庫、東北労働金庫、仙台農業協同組合、みやぎ登米農業協同組合、古川農業協同組合、加美よつば農業協同組合、新みやぎ農業協同組合、いしのまき農業協同組合、みやぎ仙南農業協同組合
協力事項	(1) 特殊詐欺根絶に向けた情報共有の強化 (2) 預貯金口座の不正利用防止に向けた取り組みの強化 (3) その他、特殊詐欺等根絶に向けた取り組み

3. 協定締結日

令和7年7月22日（火）

以上